

福岡市公報

平成23年 3 月24日 第5813号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○住居表示を実施すべき区域の一部における街区の区域の変更 (第94号)	1	1
○要介護認定等調査事務の委託 (第95号)	2	2
○市道の区域の変更 (第96号)	2	2
公 告		
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第78号)	3	3
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第79号)	4	4
○大規模小売店舗の変更の届出 (第80号)	5	5
○大規模小売店舗の変更の届出 (第81号)	6	6
○開発行為に関する工事の完了 (第82号)	7	7
○開発行為に関する工事の完了 (第83号)	7	7
○福岡都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (第84号)	7	7
○福岡都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴い送付を受けた図書の縦覧 (第85号)	8	8
○緑地協定の認可 (第86号)	8	8
○建築協定の認可 (第87号)	9	9
博 多 区		
○住民票の消除 (告示第 2 号)	9	9
正 誤		
○平成22年12月27日付第5792号 (別冊 6) 中正誤	9	9
○平成23年 1 月31日付第5799号 (別冊) 中正誤	10	10

告 示

福岡市告示第94号

住居表示に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づき、昭和37年福岡市告示第59号、昭和44年福岡市告示第39号、昭和45年福岡市告示第42号、昭和45年福岡市告示第64号、昭和49年福岡市告示第40号、昭和50年福岡市告示第156号、昭和58年福岡市告示第30号、昭和63

年福岡市告示第28号及び平成4年福岡市告示第226号により告示した区域の一部について街区の区域を変更するので、福岡市住居表示に関する条例第2条の規定により次のように告示する。

なお、その関係書類は、福岡市役所（市民局総務部区政課）に備え付ける。

平成23年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 街区の区域を変更する区域

福岡市東区馬出四丁目及び馬出五丁目、博多区吉塚一丁目、中央区清川一丁目、南区老司五丁目、早良区高取二丁目、小田部七丁目、室住団地、次郎丸一丁目及び田村四丁目並びに西区姪の浜四丁目の各一部

2 実施期日

平成23年3月24日

福岡市告示第95号

介護保険法第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人に事務を委託したので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成23年3月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	委託開始年月日	委託事務の内容	居宅サービス等の提供の有無
社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 宮崎市花山手東三丁目25番地2	社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 宮崎市花山手東三丁目25番地2 会長 厚地 安	平成23年 2月28日	介護保険法第27条第2項(第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による調査事務(宮崎県に居所を有する被保険者からの申請に係る調査であって、同県内において実施するものに限る。)	あり

福岡市告示第96号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）において本告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西960	壱岐団地960 号線	西区橋本一丁目1044番12地先 から 同 壱岐団地1023番20地先ま で	旧	13.25～17.10	48.18
			新	11.00～11.05	48.18

公 告

福岡市公告第78号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 入札に付する事項
福岡市美術館電力供給
- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区大濠公園1番6号
福岡市美術館運営課
電話 092-714-6051

(2) 期間

本公告の日から平成23年4月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

- 1 The contract up for tender
Power supply to Fukuoka City Art Museum
- 2 For details, refer to the Tender Explanation Form
- 3 The Tender Explanation Form is available as follows:
 - (1) Place
Management Section, Fukuoka City Art Museum
1-6, Ohori-koen, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092)714-6051
 - (2) Period
From the date of this notice until April 1, 2011, except weekends
 - (3) Time
From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第79号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 入札に付する事項
福岡市博物館電力供給
- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり交付する。
 - (1) 場所
福岡市早良区百道浜三丁目1番1号
福岡市博物館管理課
電話 092-845-5011
 - (2) 期間
本公告の日から平成23年 4 月 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (3) 時間
午前10時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

- 1 The contract up for tender
Power supply to Fukuoka City Museum
- 2 For details, refer to the Tender Explanation Form
- 3 The Tender Explanation Form is available as follows:
 - (1) Place
Administration Section, Fukuoka City Museum
3-1-1, Momochihama, Sawara-ku, Fukuoka City
Tel: (092)845-5011
 - (2) Period
From the date of this notice until April 4, 2011, excluding weekends
 - (3) Time
From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市公告第80号

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のように公告し、当該届出をこの公告の日から 4 月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エフコープ新宮店
福岡市東区和白東五丁目 1 番ほか
- 2 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の名称	(仮称) エフコープ新宮店	エフコープ新宮店	平成22年 4 月 9 日
大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者	エフコープ生活協同組合 代表理事 陶山 恵子	エフコープ生活協同組合 代表理事 梶浦 孝弘	平成21年 6 月17日

- 3 届出年月日

平成23年 2 月25日

4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業振興部地域商業課）

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

福岡市公告第81号

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から 4 月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コマーシャルモール博多

福岡市博多区東光寺町二丁目26番

2 大規模小売店舗の設置者

コマーシャルモール・ハカタ・ゲーエムベーハー・ウント・コー・コマンディートゲゼルシャフト

代表社員 シージー・ジャパン・ゲーエムベーハー

代表取締役 ダニエーラ・ラマート

ドクター・クラウス・ヴァルトヘア

ドイツ連邦共和国・D-65205ウィースバーデン・クロイツベルグ・リング56

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設の位置	建物内東側	建物東側
廃棄物等保管施設の位置	建物内東側	建物東側

4 変更年月日

平成23年 3 月 4 日

5 届出年月日

平成23年 3 月 3 日

6 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済振興局産業振興部地域商業課）

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

福岡市公告第82号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区三苫四丁目1125番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区土井一丁目25番 7 号

株式会社 ホームケアサービス

福岡市公告第83号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区南片江二丁目169番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区南片江六丁目 6 番12号

松隈 正利

福岡市公告第84号

福岡県知事による新たな事業地の編入に係る都市計画事業の事業計画の変更認可の告示があったので、都市計画法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 7・6・101号西鉄天神大牟田線側道16号線

2 施行者の名称

福岡市

3 事務所の所在地

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

4 事業地の所在

福岡市博多区三筑二丁目、諸岡六丁目、南八幡町二丁目及び南本町一丁目地内

福岡市公告第85号

都市計画法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定に基づき、福岡県知事による都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い送付を受けた図書を次のように公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則第49条の規定により公告する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（道路下水道局計画部道路計画課）

2 縦覧に供する図書

福岡都市計画道路事業 7・6・101号西鉄天神大牟田線側道16号線に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書

福岡市公告第86号

都市緑地法第54条第 2 項の規定に基づき、緑地協定を認可したので、同条第 3 項において準用する同法第47条第 2 項の規定により次のように公告し、当該緑地協定の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 緑地協定の名称

照葉まちづくり（戸建住宅香椎照葉二丁目北地区）緑地協定

2 緑地協定区域

福岡市東区香椎照葉二丁目24番17ほか23筆

3 認可年月日

平成23年 3 月24日

4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（住宅都市局公園緑地部緑化推進課）

福岡市公告第87号

建築基準法第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定に基づき、建築協定を認可したので、同法第76条の3第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第76条の3第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部まちなみのルールづくり支援センター）において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
照葉まちづくり（戸建住宅香椎照葉二丁目北地区）建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市東区香椎照葉二丁目24番17ほか23筆
- 3 認可年月日
平成23年 3 月24日

博 多 区

福岡市博多区告示第2号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、福岡市博多区堅粕二丁目20番2-901号伊藤稔ほか9人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所総務部市民課において縦覧に供する。

平成23年 3 月24日

福岡市博多区長 酒 井 龍 彦

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
				誤	採用試験及び採用選考
平成22年 12月27日	第5792号 (別冊6)	1	目次中	正	採用選考
				誤	

平成23年 1 月31日	第5799号 (別冊)	1	上から 2 行目	誤	第5648号 (別冊)
				正	第5799号 (別冊)
			目次中	誤	補正予算
				正	予算